

○犬山市景観条例

平成19年12月26日条例第24号

改正

令和3年3月24日条例第9号

犬山市景観条例

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 良好な景観の形成（第7条－第17条）

第3章 歴史的なまちなみ景観の保全（第17条の2－第17条の4）

第4章 表彰、助成等（第18条・第19条）

第5章 景観審議会（第20条・第21条）

第6章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づき、良好な景観の形成を促進し、犬山市固有の風趣ある景観を保全又は創造するために必要な事項を定めることにより、ゆとりと潤い、愛着と活力のある美しいまちを実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 犬山らしい良好な景観（以下「良好な景観」という。）は、市民や市を訪れる多くの人々にとって、自然や人工的な美しさとともに、歴史と文化資源を活かした温かい心がかよいあう豊かな人間性を育む美しさであり、かけがえのない共有財産であることを認識し、まちの景観及び雰囲気優れたものに創り、守り、育て、これを後世に引き継いでいかなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を促進するための施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、良好な景観の形成の先導的役割を果たすよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に必要な啓発等を通じて、市民意識の高揚及び知識の普及を図るよう努めなければならない。

4 市は、必要があると認めるときは、国、県その他公共団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、その個性と創意を発揮することにより、相互に協力して良好な景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施にあたっては、自らの責任と負担において、地域の良好な景観の形成について必要な配慮を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(用語の定義)

第6条 この条例において「工作物」とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物及び屋外広告物以外のもので、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 擁壁、護岸その他これらに類するもの

(2) 煙突その他これに類するもの

(3) 装飾塔、物見塔、高架水槽その他これらに類するもの

(4) 駐車施設その他これに類するもの

(5) 観覧車、飛行塔、コースター、メリーゴーラウンドその他の遊戯施設

(6) 石油タンク、ガスタンク、穀物サイロその他の貯蔵施設

(7) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

- (8) 石油精製施設、コンクリート製造施設その他の製造施設
- (9) ごみ焼却施設、汚物処理施設その他の処理施設
- (10) 橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (11) その他市長が指定するもの

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 良好な景観の形成

(景観計画)

第7条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、法第8条第1項の規定に基づく景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条に定める手続きのほか、あらかじめ犬山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観計画への適合)

第8条 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更（以下「建築物の建築等」という。）又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更（以下「工作物の建設等」という。）の行為を行う者は、周辺の環境に十分配慮するとともに、当該建築物及び工作物を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる建築物及び工作物については適用しない。

- (1) 市長が公益上必要なもので用途上又は構造上やむを得ないと認めるもの
- (2) 市長が周辺の土地利用状況等に照らし、適正な都市機能と健全な都市環境の確保のために必要と認めるもの

(眺望景観保全地区の指定)

第9条 市長は、特定の対象物を一定の視点場から眺望することにより捉えることができる景観（次項において「眺望景観」という。）を保全するため、特に必要があると認める区域について、眺望景観保全地区を指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。
- (1) 眺望景観保全地区の名称及び区域
 - (2) 眺望の対象物及び視点場
 - (3) 眺望景観を保全するために必要となる建築物又は工作物の高さの最高限度、建築物の壁面の位置の制限、工作物の設置の位置の制限その他の眺望景観保全地区内の建築物の建築等又は工作物の建設等の制限
- 3 市長は、眺望景観保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民その他の利害関係者の意見を聴くとともに、犬山市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、眺望景観保全地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 5 前2項の規定は、眺望景観保全地区を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(景観形成促進地区の指定)

第10条 市長は、計画的かつ重点的に景観を創造し、又は保全する必要があると認める区域を景観形成促進地区として指定することができる。

- 2 市長は、景観形成促進地区を指定しようとするときは、あらかじめ犬山市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、景観形成促進地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 4 前2項の規定は、景観形成促進地区を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(届出を要する行為)

第11条 法第16条第1項第4号の規定に基づき、条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土石の採取及び鉱物の採掘
- (2) 木竹の伐採又は植栽
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (4) その他市長が必要と認める行為

(届出の適用除外)

第12条 法第16条第7項第11号の規定に基づき、条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 別表第1(イ)欄の景観計画に定める地域の区分に応じ、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる建築物の建築等
- (2) 別表第2(イ)欄の対象となる工作物の区分に応じ、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる工作物の建設等
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為のうち、開発区域面積が1,500平方メートル未満のもの
- (4) 土石の採取及び鉱物の採掘にあつては、採取面積が3,000平方メートル未満のものうち、生じる法面の高さが5メートル未満のもの
- (5) 木竹の伐採にあつては、伐採面積が3,000平方メートル未満のもの
- (6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積にあつては、堆積面積が100平方メートル未満のもの又は堆積高さが5メートル未満であるものうち、堆積期間が60日を越えないもの
- (7) 前各号に掲げる行為のほか、良好な景観の形成に支障がないと市長が認める行為
(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、前条第1号及び第2号の規定により、届出を要しない行為を除くすべての行為とする。

(指導)

第14条 市長は、法第16条第1項の規定により届出がされた行為について、届出をした者に対し、景観計画に適合させるよう指導することができる。

(勧告及び変更命令等)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定により勧告を行う場合及び法第17条第1項の規定による変更命令を行う場合において、必要があると認めるときは、犬山市景観審議会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わない場合の措置)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が良好な景観の形成のために必要な措置を行わないと認められる場合において、勧告

の内容と併せ、当該建築物等の所有者、設計者、施工者等に関する次の事項を公表することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該行為の場所及び概要
（景観重要建造物及び景観重要樹木）

第17条 市長は、法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物及び法第28条第1項の規定に基づく景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ犬山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により、景観重要建造物等を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法第27条第1項及び法第35条第1項の規定による景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

第3章 歴史的なまちなみ景観の保全 （歴史的建築物の指定）

第17条の2 市長は、歴史的なまちなみにおける景観を保全するため、規則で定める区域にある歴史的な様式により建築された建築物（神社、寺院、教会その他これらに類するものを除く。）のうち、特に必要と認めるものを歴史的建築物として指定することができる。

- 2 市長は、前項の指定をしたときは、当該指定に係る歴史的建築物の所有者、使用者及び管理者（以下この章において「所有者等」という。）にその旨を通知するものとする。
（歴史的建築物の保全等）

第17条の3 市長は、歴史的建築物について、所有者等と連携してその保全に努めなければならない。

- 2 市長は、歴史的建築物の保全に係る所有者等の意向を把握するよう努めるものとする。
（歴史的建築物に係る除却の届出）

第17条の4 所有者等は、歴史的建築物を除却しようとするときは、あら

かじめ市長に届け出るものとする。

第4章 表彰、助成等

(表彰)

第18条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物及び工作物について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に著しく貢献した者を表彰することができる。

(良好な景観の形成に対する助成等)

第19条 市長は、景観重要建造物等及び歴史的建築物の所有者に対し、その保全のために技術的援助を行い、又は保全に要する費用の一部を助成することができる。

2 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる建築物の建築等及び工作物の建設等を行おうとする者に対し、技術的援助を行い、又は当該行為に要する費用の一部を助成することができる。

第5章 景観審議会

(設置)

第20条 良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、犬山市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 景観計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 眺望景観保全地区、景観形成促進地区及び景観重要建造物等の指定等に関すること。
- (3) その他良好な景観の形成に関する重要な事項

(組織)

第21条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市民
- (3) 識見を有する者

- 3 審議会に特別の事項を調査審議させるため、前項に定める委員のほか、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条、第20条、第21条及び附則第3項の規定は、この条例の公布の日から施行する。
(犬山市都市景観条例の廃止)

- 2 犬山市都市景観条例（平成5年条例第3号）は、廃止する。
(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「都市景観審議会委員」を「景観審議会委員」に改める。

附 則（令和3年3月24日条例第9号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

建築物の建築等の届出を要しない行為

(い)	(ろ)
景観計画に定める地域	建築物の規模
犬山城周辺地域（城下町ゾーンを除く。）	建築面積300平方メートル未満又は高さ12メートル未満若しくは4階建て以下のもの
市街地地域	建築面積500平方メートル未満又は高さ15メートル未満若しくは5階建て以下のもの

東部丘陵里山地域 (栗栖裾野ゾーン)	建築面積 150 平方メートル未満又は高さ 8 メートル未満若しくは 2 階建て以下のもの
東部丘陵里山地域 (栗栖裾野ゾーンを除く。)	建築面積 200 平方メートル未満又は高さ 10 メートル未満若しくは 3 階建て以下のもの

別表第 2 (第 12 条関係)

工作物の建設等の届出を要しない行為

(い)	(ろ)
対象となる工作物	工作物の規模
擁壁、護岸その他これらに類するもの	高さ 5 メートル以下のもの
煙突その他これに類するもの	高さ 15 メートル以下のもの
装飾塔、物見塔、高架水槽その他これらに類するもの	高さ 15 メートル以下のもの又は建築物と一体となって設置される場合は、その高さが 5 メートルを超え、当該建築物の高さとの合計が 15 メートル以下のもの
観覧車、飛行塔、コースター、メリーゴーラウンドその他の遊戯施設	高さ 15 メートル以下のもの
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、自動車車庫の用途に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設又は汚水・汚物処理施設、ごみ処理施設等の処理施設	高さ 15 メートル以下のもの又は建築物と一体となって設置される場合は、その高さが 5 メートルを超え、当該建築物の高さとの合計が 15 メートル以下のもの

鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ 20 メートル以下のもの
高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの	高さ 5 メートル以下のもの
橋梁その他これに類するもの	幅員 4 メートル以下又は延長 10 メートル以下のもの